

# スウェーデン輸出信用銀行 2022年4月27日満期 判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券 (古河電気工業)

売出期間：2019年4月1日(月)～2019年4月25日(木)

期間 約3年 最短の場合、約3カ月で期限前償還される可能性があります。

当初  
約3カ月間

年利率 **5.70%** (課税前、課税後4.542%)

以降  
約2年9カ月間

年利率 **5.70%** (課税前、課税後4.542%) または **0.50%** (課税前、課税後0.398%)

課税後の年利率は、課税前の年利率の20.315%にあたる税金が差し引かれた利率となります。  
※課税後の年利率については小数点以下第3位未満を切り捨てて表示しております。

発行者 スウェーデン輸出信用銀行

格付 Aa1(Moody's)、AA+(S&P)  
(2019年3月21日現在)

申込単位 額面金額100万円以上、100万円単位

※本信用格付は、本邦において信用格付業者として登録していない格付業者が付与した格付です。

受渡日 2019年4月26日

発行日 2019年4月25日

売出価格 額面金額の100%

償還日 満期償還日：2022年4月27日 / 期限前償還日：満期償還日を除く3カ月毎の各利払期日

利率 中面左頁「利率について」をご参照ください。

期限前償還 中面左頁「期限前償還について」をご参照ください。

満期償還 中面左頁「満期償還について」をご参照ください。

利払期日 初回：2019年7月27日 / 以降：毎年1・4・7・10月の各27日(年4回)

## 本債券の特徴

- 本債券は、円建てで発行され、利率、期限前償還の有無および満期償還方法が対象株式である古河電気工業株式会社 普通株式(5801)(以下、「古河電気工業」といいます。)の株価水準に応じて決定される債券です。
- 本債券の利率は、当初約3カ月間は年利率5.70%の固定利率、以降約2年9カ月間は各利率決定日の対象株式株価の始値を参照し、利率決定価格以上であれば年利率5.70%、利率決定価格未満であれば年利率0.50%が対応する利払期日に適用されます。
- 本債券は、各期限前償還判定日の対象株式株価の始値が期限前償還判定価格以上であった場合、直後の期限前償還日に額面金額にて期限前償還されます。なお、期限前償還判定価格は予め定められた頻度、幅で低下します。
- 本債券は、期限前償還とならず、満期償還を迎えた場合、ノックイン事由発生の有無および最終評価日の対象株式株価の始値を参照し、額面金額または、あらかじめ決められた株数(現物決済額)の対象株式および残余現金額により償還となります。尚、対象株式および残余現金額による償還が行われた場合、その評価額および残余現金額の合計金額は、投資元本を下回り損失が発生するおそれがあります。

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。



西日本シティTT証券

商号等 西日本シティTT証券株式会社 金融商品取引業者  
福岡財務支局長(金商)第75号  
加入協会 日本証券業協会

目論見書のご請求・お申込みは…

## 利率について

1. 当初約 3 カ月間 年利率 5.70% (課税前)
2. 以降約 2 年 9 カ月間 各利率決定日に以下のように利率が決定され、直後の利払期日にいずれかの利率が適用されます。
  - 各利率決定日の対象株式株価の始値が利率決定価格以上の場合 年利率 5.70% (課税前)
  - 各利率決定日の対象株式株価の始値が利率決定価格未満の場合 年利率 0.50% (課税前)

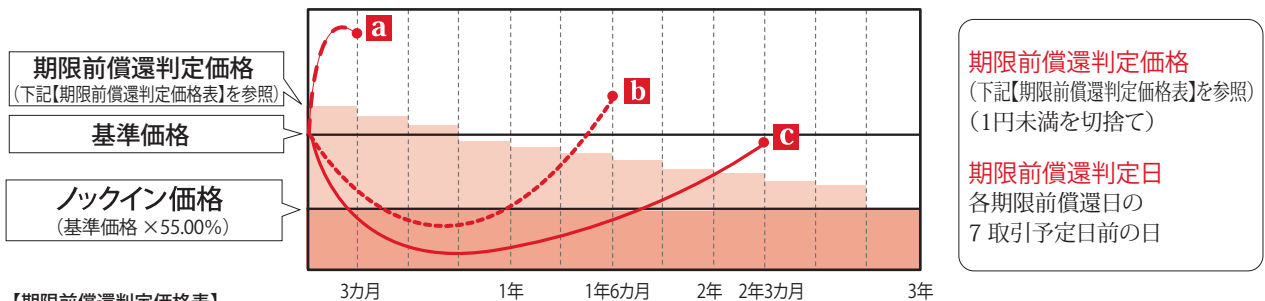
基準価格…基準価格決定日の東京証券取引所の前場における対象株式の売買高加重平均価格【前場VWAP】(1円未満四捨五入)  
 基準価格決定日…2019年4月26日  
 利率決定日…2019年10月以降の各利払期日の7取引予定日前の日 ※「取引予定日」とは本取付所が通常の取引セッションの間に取引を予定している日をいう。  
 利率決定価格…基準価格 × 80.00% (1円未満を切捨て)

## 期限前償還について

期限前償還判定日の対象株式株価の始値が、期限前償還判定価格以上となった場合、本債券はその直後の期限前償還日に額面金額で期限前償還されます。期限前償還判定価格は予め定められた頻度、幅で低下します。当該期限前償還はノックイン事由(後述します。)の発生の如何を問いません。

### ▶ 期限前償還のイメージ図

- a 1 回目の期限前償還日(3 カ月後)に期限前償還する場合
- b 6 回目の期限前償還日(1 年 6 カ月後)に期限前償還する場合
- c 9 回目の期限前償還日(2 年 3 カ月後)に期限前償還する場合



【期限前償還判定価格表】

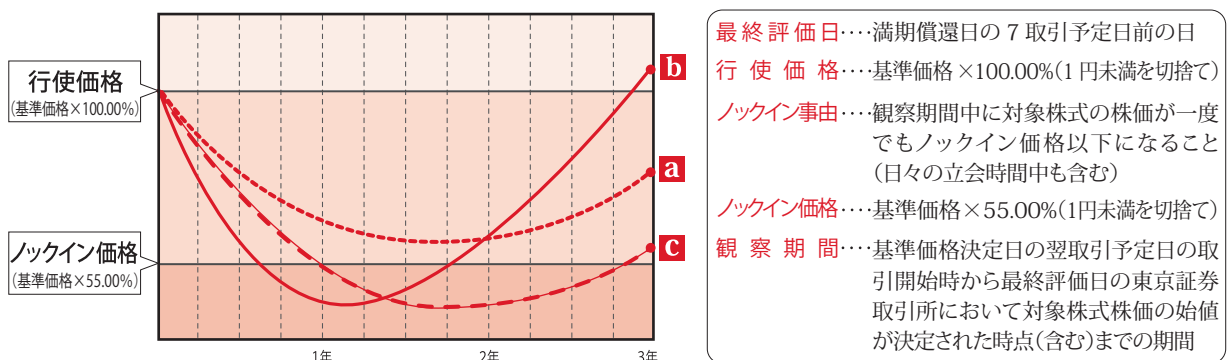
| 回 | 関連する期限前償還日  | 期限前償還判定価格      | 回  | 関連する期限前償還日  | 期限前償還判定価格     |
|---|-------------|----------------|----|-------------|---------------|
| 1 | 2019年7月27日  | 基準価格 × 105.00% | 7  | 2021年1月27日  | 基準価格 × 93.00% |
| 2 | 2019年10月27日 | 基準価格 × 103.00% | 8  | 2021年4月27日  | 基準価格 × 91.00% |
| 3 | 2020年1月27日  | 基準価格 × 101.00% | 9  | 2021年7月27日  | 基準価格 × 89.00% |
| 4 | 2020年4月27日  | 基準価格 × 99.00%  | 10 | 2021年10月27日 | 基準価格 × 87.00% |
| 5 | 2020年7月27日  | 基準価格 × 97.00%  | 11 | 2022年1月27日  | 基準価格 × 85.00% |
| 6 | 2020年10月27日 | 基準価格 × 95.00%  |    |             |               |

## 満期償還について

期限前償還されず、満期償還を迎えた場合、本債券はノックイン事由の発生の有無および、最終評価日の対象株式株価の始値の水準に応じて以下のいずれかの方法により満期償還されます。

### ▶ 満期償還のイメージ図

- a ノックイン事由が発生しなかった場合、本債券は額面金額で満期償還されます。
  - b ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の対象株式株価の始値が行使価格以上の場合、本債券は額面金額で満期償還されます。
  - c ノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の対象株式株価の始値が行使価格未満の場合、本債券は **現物決済額の対象株式と残余現金額** の引渡しによって満期償還されます。この場合の満期償還による受領価値は、投資元本を下回り償還差損を被る可能性があります。
    - 現物決済額 …… 確定株式数以下で、対象株式の売買単位[100株(2019年3月22日現在)]の最大整数倍の株式数
    - 確定株式数 ……  $\frac{\text{額面金額}}{\text{行使価格}}$  (額面金額100万円ごとに算出、小数第6位を四捨五入)
    - 残余現金額 …… (確定株式数 - 現物決済額) × 最終評価日の対象株式株価の始値
- ※株式で償還された場合の税制上の取得価格は、満期償還日である2022年4月27日の終値となります。



## 本債券の想定損失額について

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標である対象株式の株価の過去のデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

### <想定損失額シミュレーション算出の前提となる仮定>

① 基準価格、行使価格、ノックイン価格および額面金額100万円あたりの現物決済額は下記の通りとする。

| 対象株式   | 基準価格   | 行使価格<br>(基準価格×100%) | ノックイン価格<br>(基準価格×55.00%) | 対象株式<br>売買単位 | 額面金額当り<br>現物決済額 |
|--------|--------|---------------------|--------------------------|--------------|-----------------|
| 古河電気工業 | 3,200円 | 3,200円              | 1,760円                   | 100株         | 300株            |

② 観察期間中に、対象株式の株価が一度でもノックイン価格以下となった。(ノックイン事由が発生した。)

③ 対象株式の株価の最終評価日における始値と満期償還時における株価が同一であった。

## ■ 満期償還時の想定損失額について

### 1 過去における対象株式株価の最大下落率から想定される損失額について

(1) 対象株式の株価の各参照期間中の最大下落率(期間中の最高値と最安値の比較を示したものであり、時間的推移は考慮していません。)は以下のとおりです。

| 参照期間  | 過去1年間               | 過去5年間               | 過去10年間              |
|-------|---------------------|---------------------|---------------------|
|       | 2018/3/22～2019/3/20 | 2014/3/24～2019/3/20 | 2009/3/23～2019/3/20 |
| 最大下落率 | 約60%                | 約76%                | 約81%                |

(ブルームバーグのデータを基に東海東京証券が試算)

(2) 本債券の最終評価日における対象株式の始値が上記(1)参照期間過去10年間(2009/3/23～2019/3/20)の最大下落率と同様に基準価格(ここでは、3,200円と仮定)から約81%下落し、608円となり、行使価格未達となったため、対象株式\*の交付により満期償還されることとなった場合、額面金額100万円あたりの想定損失額は、以下のとおりとなります。

※対象株式の交付により満期償還された場合、実際には現物決済額の交付および残余現金額の支払いにより償還となりますが、償還後に最終評価日の株価(この場合は608円)で現物決済額を評価したと仮定して満期償還時評価額を計算しています。

| 基準価格からの下落率 | 満期償還時評価額 | 想定損失額     |
|------------|----------|-----------|
| 約81%       | 190,000円 | ▲810,000円 |

### 2 上記最大下落率を超えて株価が更に下落した場合、損失額は上記想定損失額を上回る可能性があります。

(投資元本が全額毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。)

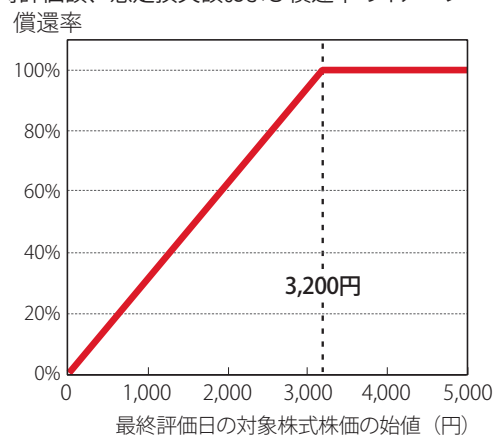
◇最終評価日の対象株式の水準と、1額面金額100万円あたりの満期償還時評価額、想定損失額および償還率のイメージ

| 最終評価日の<br>対象株式株価の始値 | 満期償還時評価額 | 想定損失額  | 償還率  |
|---------------------|----------|--------|------|
| 3,200円(100%)        | 100万円    | ▲0万円   | 100% |
| 2,880円(90%)         | 90万円     | ▲10万円  | 90%  |
| 2,560円(80%)         | 80万円     | ▲20万円  | 80%  |
| 2,240円(70%)         | 70万円     | ▲30万円  | 70%  |
| 1,920円(60%)         | 60万円     | ▲40万円  | 60%  |
| ⋮                   | ⋮        | ⋮      | ⋮    |
| 640円(20%)           | 20万円     | ▲80万円  | 20%  |
| 320円(10%)           | 10万円     | ▲90万円  | 10%  |
| 0円(0%)              | 0万円      | ▲100万円 | 0%   |

※( )内の数値は、基準価格3,200円を100%とした場合の割合を示しています。

※1万円未満は四捨五入して表示しています。このため、実際の想定損失額は表記と異なる場合があります。

※償還率は「満期償還時評価額÷額面金額」の比率を示しています。



## ■ 中途売却時の想定損失額について

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも本債券の市場価格は、主として対象株式の株価および金利の変動や発行者および(もしあれば)本債券の元利金の支払を保証している者(以下、「発行者等」という。)の信用状況の悪化等の要因により影響を受けて下落しますので、売却損が生じる場合があります。

### (1) 過去における対象株式の最大下落率から想定される中途売却損失額について

本債券の中途売却時における対象株式の株価が、上記「満期償還時の想定損失額について」の参照期間過去10年間(2009/3/23～2019/3/20)の最大下落率と同様に基準価格から約81%下落した場合の本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、想定損失額810,000円を上回る中途売却損失額が発生する可能性があります。(投資元本が全額毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。)

### (2) 上記の損失額を超える中途売却損失額について

本債券の中途売却時における損失額は、対象株式の株価が上記最大下落率を超えて更に下落する可能性がある事に加え、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、上記中途売却損失額を更に上回る可能性があります。(投資元本が全額毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。)

なお、対象株式の株価が期限前償還判定価格や基準価格を上回っている場合でも、本債券の売却価格は、中途売却に伴い発生する費用やその他の金融指標の変化等により影響を受けて変動しますので、投資元本を下回り売却損が生じる場合があります。(投資元本が全額毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。)

本資料に掲載されているグラフは商品説明のための仮定であり、将来の対象株式の株価の動向の予想や本債券への投資結果を保証するものではありません。

## 本債券の主なリスク

本債券は、対象株式の株価の水準により直接影響を受けます。また、本債券への投資には、以下に記載するようリスクがあります。

### 元本リスク

本債券は、観察期間中の対象株式の株価が一度でもロックイン価格以下となり（ロックイン事由が発生し）、かつ最終評価日の対象株式株価の始値が行使価格未満となった場合には、対象株式による償還および（もしあれば）残余現金額の支払いをもって行われます。対象株式による償還が行われた場合、その評価額および（もしあれば）残余現金額の合計額は、投資元本を下回り、損失が生じるおそれがあります。（投資元本が全額毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。）

### 信用リスク

本債券の利息および償還金額の支払い、または対象株式による償還は、発行者等の義務となっております。したがって、発行者等の財務状況の悪化等により発行者等が本債券の利息もしくは償還金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、または対象株式による償還をせず、もしくは償還することができず、（もしあれば）残余現金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。また、本債券の満期償還は対象株式による償還および（もしあれば）残余現金額の支払いにより行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。（投資元本が全額毀損する可能性はありますが、投資元本を上回る損失が発生することはありません。）

### 期限前償還リスク

本債券は、各期限前償還判定日における対象株式株価の始値が期限前償還判定価格以上であった場合に期限前償還されます。その際に期限前償還された償還金額を再投資した場合、期限前償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性（再投資リスク）があります。

### 利率変動リスク

本債券の利率について、当初の固定利率期間経過後、各利率決定日における対象株式株価の始値が利率決定価格以上であるか、もしくは利率決定価格未満かにより各利払期に適用される利率が変動します。

### 中途売却時のリスク

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも、本債券の市場価格は、主として、対象株式の株価および金利の変動、発行者等および対象株式発行会社に関する外部評価の変化（例えば格付業者による格付の変更）、またはその他の要因の影響を受け変動します。償還前に本債券を売却する場合には、投資元本を割り込む可能性があります。

## その他留意点

- 本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- 本債券のお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の適用はないため、クーリング・オフの対象にはなりません。
- 利息・償還金のお支払いは原則、利払期日・償還日の翌営業日以降となります。

## 日本国内の税制上の取り扱いについて

本債券は税制上、特定公社債に該当するものと考えられます。その取扱いは上場株式等に対する税制と一体化されており、概ね以下の通りとなります。

〈個人の場合〉

- |                 |   |
|-----------------|---|
| ① 利子に対する税金      | 復興特別所得税を加味した20.315%（所得税等15.315%、住民税5%）の源泉徴収が行われた後、申告不要又は申告分離課税のいずれかを選択できます。     |
| ② 譲渡（償還）益に対する税金 | 上場株式等の譲渡所得等として20.315%（所得税等15.315%、住民税5%）の申告分離課税の対象となります。                        |
| ③ 譲渡（償還）損の取り扱い  | 上場株式等の譲渡損失として、上場株式等（特定公社債等を含みます）の譲渡益や利子・配当等との損益通算が可能です。また、翌年以降3年間の繰越控除の適用も可能です。 |

〈法人の場合〉

- ① 利金・償還差損益ともにその事業年度の所得として法人税・地方税の対象となります。

上記税務上の取扱いは税制改正等により将来変更される場合があります。詳細は税理士等の専門家へお問い合わせいただきますようお願い致します。

また、本債券の保有については、お客様固有の法律、税務等に照らし合せ、税理士等とも十分にご相談の上、ご自身でご決定頂きますようお願い致します。

ご購入に際しましては、契約締結前交付書面および目論見書をよくお読みください。

# 無登録格付に関する説明書

西日本シティ T T 証券株式会社

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

## ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

|  | S&P グローバル・レーティング  | ムーディーズ・インベスターズ・サービス  | フィッチ・レーティングス   |
|--|---|--|--|
| ○格付会社グループの呼称等について                        | ・格付会社グループの呼称：S&P グローバル・レーティング<br>・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）   | ・格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス<br>・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）   | ・格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）<br>・グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第7号）  |
| ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について | S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ（ <a href="http://www.standardandpoors.co.jp">http://www.standardandpoors.co.jp</a> ）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」（ <a href="http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered">http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered</a> ）に掲載されております。   | ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（ <a href="https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx">https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx</a> ）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。   | フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（ <a href="https://www.fitchratings.co.jp/web/">https://www.fitchratings.co.jp/web/</a> ）の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。  |
| ○信用格付の前提、意義及び限界について                      | S&P グローバル・レーティングの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。<br>信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。<br>S&P グローバル・レーティングは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&P グローバル・レーティングは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。 | ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下、「ムーディーズ」という。）の信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。<br>ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。 | フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。<br>フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。<br>信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。 |

この情報は、2018年5月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記 S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、ムーディーズ・ジャパン株式会社又はフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

## 仕組債の取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様相談窓口（電話番号 092-707-3009）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能です。

■ 指定紛争解決機関（金融ADR機関）

・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)  
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル 通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。